

令和4年第12回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年12月23日(金)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年12月23日 午後2時55分							
閉 会	令和4年12月23日 午後3時58分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	欠席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	欠席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	欠席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	出席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人		島田 豊 ・ 藤村 徳之						
議事参与		板倉 秀行 ・ 野本 佳永						
書 記								

会議事件名

- 議案第46号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第47号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請

顛末

開会 午後2時55分

【会長代理】 これより、令和4年第12回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。
議案書2ページ 議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号55の受人氏名と番号56の渡人氏名について、別紙のとおり訂正してください。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号13番 島田 豊 委員・番号1番 藤村 徳之 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第46号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第46号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 2件 3筆

番号37

受人は畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は300日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は60.12アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約10メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号37について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号37について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号38について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号38 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は400日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は197.22アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約500メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【矢部 英利 農業委員】	番号38について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【河野 博 推進委員】	番号38について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第46号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第46号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第47号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第47号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 番号2 申請地については、事業計画者が令和4年6月21日付けで、残土・資材・車両置場及び仮設事務所（一時転用）として農地法第5条の転用許可を受けてい

	<p>ましたが、工事着工期が出水期と重なり河川工事が出来ない期間があり、工事完了が遅れたため。また、追加の付帯工事の発生見込みがあるため、計画変更申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第47号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第47号について原案のとおり承認ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第48号農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第48号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 5件 10筆 使用貸借権の設定 2件 2筆</p> <p>番号55 受人は、現在市外の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を母から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【松本 信次 農業委員】	<p>番号55について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模</p>

	<p>がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【秋池 功 推進委員】	<p>番号55について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には土留めブロックが設置してあります。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号56について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号56 受人は、現在市外の借家に夫婦2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を夫の母から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【江原 浩昭 農業委員】	<p>番号56について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の</p>

	低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【伊藤 清 推進委員】	番号56について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地はありません。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号57と番号58について、関連がありますので、一括して内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号57と番号58について一括して説明いたします。 受人は、CO ₂ 削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として太陽光発電設備の設置を計画し、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。いずれも太陽光パネル200枚を設置し、発電の規模は74.0kwの設備を計画しております。なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 良浩 農業委員】	番号57と番号58について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれ

	<p>の要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電を設置するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【岡野 孝 推進委員】	<p>番号57と番号58について調査してまいりました。申請地には太陽光発電を設置するという事ですが、隣接農地との境界にはマウントアップ及びフェンスを設置します。申請地では年3回～5回の除草計画をしています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号59について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号59 受人は、現在市外の借家に夫婦2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号59について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判</p>

	断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号59について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には土留めブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号60について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号60 受人は、現在申請地に隣接する土地に母と2人で暮らしています。今回、将来の相続に備えて母が所有する本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号60について調査してまいりました。申請地は、農地として管理されておらず、コンクリートが打ち込まれており、宅地の一部として利用されていることから、許可基準の検討事項である信用の要件が満たしていないものと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号60について調査してまいりました。申請地には自己用住宅の敷地拡張ということですが、隣接農地はありません。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については公共下水道に接続して放流しています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号61について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号61 受人は、現在市内に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父の兄弟の子から譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号61について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。

【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 勝美 推進委員】	番号61について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。先程、番号60の所で農業委員から信用の要件が認められないという意見をいただきました。そこで、採決を2つに分けて行いたいと思います。まず初めに、番号60を除き番号55から番号61までの議案第48号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号60を除き番号55から番号61までの議案第48号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続いて番号60の議案第48号について、農業委員会として信用の要件が認められないという意見を付すことに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号60の議案第48号について、農業委員会として信用の要件が認められないという意見を県知事に送付します。続いて、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和4年11月11日～令和4年12月12日受付分
農地法第3条第1項第13号の規定による届出
所有権の移転 1件 4筆 3,949㎡
農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
2件 2筆 1,925㎡
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
所有権の移転 14件 18筆 5,900㎡
使用貸借権の設定 2件 2筆 315㎡
合計届出件数 19件 26筆 12,089㎡
これらは、全て会長専決でございます。

何かご質問はございませんか。

続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず、農業委員又は推進委員の方から何かありますか。

【会長代理】 ・新年会の開催について

【議長】 最後に事務局から何かありますか。

【事務局】 ・特定生産緑地制度について

【会長代理】

これもちまして、令和4年第12回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和5年1月25日（水）午後2時より場所は川里農業
研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後3時58分